

大河原町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画を策定しました

高齢者福祉計画▶高齢者の積極的な地域参画を目指します。
介護保険事業計画▶高齢者が地域で暮らし続けることができる自立と介護予防に取り組みます。



【高齢者施策の基本理念】

ずっと暮らせる いつもどおり いままでどおり
～住み慣れた地域で元気に暮らせるまち～

1 計画の趣旨

計画は、高齢者施策の基本的な方針と今後3年間の介護保険サービスの事業計画を明らかにすることにより、本町に暮らす高齢者が近年増加する大規模災害や感染症の流行の中においても安心して暮らせるよう策定するものです。

2 基本理念

元気な高齢者が元気なままずっと暮らし続けられる地域社会を目指すことを基本理念として掲げ、高齢者一人ひとりが自主的に健康維持・介護予防に取り組む「自助」の意識を高め、住み慣れた地域で元気で自立した生活が送れるサポート体制整備や、高齢者自身の有する高い知見、卓越したリーダーシップを発揮し、お互いに支えあう「互助」に高齢者の力も存分に活かしていく環境づくりを進めます。

また、介護保険制度を中心としたサービスを提供

◇ 4つの目標と、目標に向けて取り組む施策 ◇

(計画期間：令和3～5年度)

基本目標1 高齢者の力を活かす地域づくり

高齢者が楽しく活動する機会の充実

- 生活支援の担い手への参加促進
- 世代間交流を通じた社会参加と生きがいづくり
- 老人クラブの「高齢者による高齢者のための」活動の支援
- 壮年期からの運動習慣の定着と仲間づくりの促進
- 高齢者が働き続けることのできる環境づくりの推進

高齢者の活動を後押しする取り組みの充実

- 生涯学習講座の充実と地域活動との連携
- 壮年期・高齢期のボランティアの育成
- 町民みんなで支えあう地域福祉の充実
- 高齢者の活動拠点の充実

基本目標2 地域主体による安心な暮らしの実現

高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 外出しやすい環境に向けた継続的な改善
- 高齢者の減災対策の強化
- 交通安全活動の推進
- 消費者被害防止の推進
- 緊急事態の事前対策の推進

高齢者を敬う社会の推進

- お互いを敬う心の育成
- 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進
- 見守り活動の推進

成年後見制度の利用促進 (大河原町成年後見制度 利用促進基本計画)

- 策定の趣旨
- 成年後見制度利用における現状と課題
- 計画の目的と取り組み
- 具体的な施策等の方針
- 成年後見制度の利用に関する助成
- 計画の評価、見直し

基本目標3 介護予防と地域包括ケアの充実

疾病予防・健康づくりの推進

- 生活習慣の改善意欲を高める健康教育・健康相談の実施
- 健康診査・がん検診などの受診促進
- 地区特性に適した地区組織活動の促進
- 地域医療の一層の推進

地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携の一層の推進
- 認知症対策の一層の推進
- 多様な住まいの確保
- ニーズに適切かつ柔軟な生活支援サービスの提供
- 地域ケア会議の開催

する「共助」、本町独自のきめ細やかなサービス提供・支援を行う「公助」などで包括的・継続的に支えていく地域包括ケアシステムの充実・強化を図ります。



基本目標 4 介護サービスの充実（介護保険事業計画）

| | |
|-----------------|--|
| 介護保険事業の目標 | 目標① 高齢者の自立した日常生活への支援、要介護状態になることの予防、軽減及び悪化防止（重度化防止）に関する取り組みと、評価のための数値目標 |
| | 目標② 介護給付の費用の適正化に関する取り組みと、評価のための数値目標 |
| 介護保険事業の円滑な運営 | <ul style="list-style-type: none"> ● サービス基盤の整備 ● 公正・公平な要支援・要介護認定の実施 ● 安定した介護保険事業の運営 ● 適切なサービス利用の促進 |
| 介護（介護予防）サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービス ● 地域密着型サービス ● 施設サービス ● 居宅介護支援 ● その他のサービス |
| 地域支援事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・日常生活支援総合事業 ● 包括的支援事業 ● 任意事業 ● その他の事業 |
| 介護保険事業量及び給付費の推計 | <ul style="list-style-type: none"> ● 3年間の介護サービス見込み量の考え方 ● 介護サービス見込み量及び給付費 ● 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出 ● 所得段階別第1号被保険者の介護保険料 |

所得段階別の介護保険料（令和3～5年度）

被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する多段階化（低所得者の公費投入による負担軽減）を行い、所得段階別第1号被保険者の介護保険料を設定します。

なお、第1～第3段階については、公費による軽減措置が適用されています。

| 区 分 | | | 保険料率 | 介護保険料（円） | | |
|------|-----------------------------|--|--------------------------------|----------|--------|--------|
| | | | | 月額 | 年額 | |
| 第1段階 | 本人が住民税非課税 | 生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.50 | 1,900 | 22,800 | |
| | | | 軽減措置：0.30 | 1,140 | 13,680 | |
| 第2段階 | | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下 | 基準額×0.75 | 2,850 | 34,200 | |
| | | | 軽減措置：0.50 | 1,900 | 22,800 | |
| 第3段階 | | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超過 | 基準額×0.75 | 2,850 | 34,200 | |
| | | | 軽減措置：0.70 | 2,660 | 31,920 | |
| 第4段階 | | 世帯課税 | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.90 | 3,420 | 41,040 |
| 第5段階 | | | 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超過 | 基準額×1.00 | 3,800 | 45,600 |
| 第6段階 | | 本人が住民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が120万円未満 | 基準額×1.20 | 4,560 | 54,720 |
| 第7段階 | 本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満 | | 基準額×1.30 | 4,940 | 59,280 | |
| 第8段階 | 本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 | | 基準額×1.50 | 5,700 | 68,400 | |
| 第9段階 | 本人の前年の合計所得金額が320万円以上 | | 基準額×1.70 | 6,460 | 77,520 | |